

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正の概要

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の施行に伴う所要の改正を行う。

2 改正の内容

- （1）第2条第13号中「第15項」を「第13項」に改める。
- （2）第2条第14号中「法第14条第16項」を「法第14条第14項」に改める。

3 施行日

令和8年5月1日